

## 令和6年度瀬戸焼振興ビジョン推進事業の募集について

瀬戸焼振興ビジョン推進事業負担金交付要綱に基づき、瀬戸焼振興ビジョンに掲げる目標を具体的に実現するための事業を募集します。

- |                |   |
|----------------|---|
| ◎募集締切          | 令和6年2月2日（金）午後5時 ※時間厳守                                 |
| ◎申請書類          | ①事業計画書 ②収支予算書 ③定款・規約等（任意グループのみ）<br>④会員・団体名簿（任意グループのみ） |
| ◎要綱配布先及び申請書提出先 | 瀬戸焼振興協会事務局（瀬戸市ものづくり商業振興課）                             |

<瀬戸焼振興ビジョンの概要>

### 1 計画期間

令和4年10月から令和8年度までの5年間

### 2 基本目標

『陶都瀬戸の産地力向上』～日本を代表するやきもの産地であり続けるために～

### 3 めざすべき目標と方向性

やきもの市場でトップを走る【ヒト】・【モノ】を創成できる産地

- ・消費者に愛され、選ばれるやきものの生産（消費者目線からのアプローチでの事業展開）
- ・【ヒト】・【モノ】に焦点を当てた取り組み

### 4 基本方針

A 瀬戸焼及び産地の価値・魅力の訴求 B 技術・伝統の承継、育成 C 稼ぐ力の強化

※詳しくは瀬戸市ホームページをご覧ください。<http://www.city.seto.aichi.jp/bunya/yakimono-shinkou/>

### ◆対象となる事業者

- ①瀬戸焼振興協会の会員
- ②ビジョン推進事業を実施しようとする中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者）等で構成されるグループ。ただし、グループは3社以上で構成し、そのうち3分の2以上の中小企業者等が瀬戸市内に事業所を有すること。

### ◆負担金の申請および交付決定

- ・負担金の交付を受けようとする団体は、負担金交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、所定の期日までに瀬戸焼振興協会会長に提出すること。具体的な申請手続きについては、別添「瀬戸焼振興ビジョン推進事業負担金 交付申請までの流れ」をご確認ください。
- ・提出された申請書は、瀬戸焼振興協会会長が内容を審査し、適当と認めた事業について瀬戸焼振興協会総会で承認を受け、予算の範囲内において交付を決定します。

### ◆その他

- ・ご申請いただきました会員及びグループの方には、令和6年2月中旬ごろ開催予定の第3回瀬戸焼振興協会幹事会において、事業計画についてのご説明をいただきます。